

第36回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2019年11月27日(水曜日) 午前10時

開催場所 福岡市中央区天神三丁目13番20号
アークホテルロイヤル福岡天神 3階
孔雀の間

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

第36回定時株主総会招集ご通知	1
(提供書面)	
事業報告.....	3
連結計算書類.....	20
計算書類.....	28
監査報告.....	35
株主総会参考書類.....	38

株 主 各 位

証券コード 3440
2019年11月11日
福岡市南区向野一丁目15番29号
日創プロニティ株式会社
代表取締役社長 **石田 徹**

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2019年11月26日（火曜日）午後6時まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年11月27日（水曜日）午前10時
2 場 所	福岡市中央区天神三丁目13番20号 アークホテルロイヤル福岡天神 3階 孔雀の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 会議の目的事項	報告事項 1. 第36期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第36期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	2 頁に記載の議決権行使についてのご案内をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kakou-nisso.co.jp>）に掲載させていただきます。

| 議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。(ご捺印は不要です)



書面で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するよう
ご返送ください)

行使期限

2019年11月26日(火曜日)
午後6時まで



議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書		株主番号	議決権行使個数	個	お 願 い
株式会社〇〇〇〇 御中					1. ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○					2. ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○					3. ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○					4. ○○○○○○○○○○○○
○年○月○日					5. ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○					6. ○○○○○○○○○○○○
株式会社〇〇〇〇					7. ○○○○○○○○○○○○
					8. ○○○○○○○○○○○○
					9. ○○○○○○○○○○○○
					10. ○○○○○○○○○○○○
					11. ○○○○○○○○○○○○
					12. ○○○○○○○○○○○○
					13. ○○○○○○○○○○○○
					14. ○○○○○○○○○○○○
					15. ○○○○○○○○○○○○
					16. ○○○○○○○○○○○○
					17. ○○○○○○○○○○○○
					18. ○○○○○○○○○○○○
					19. ○○○○○○○○○○○○
					20. ○○○○○○○○○○○○
					21. ○○○○○○○○○○○○
					22. ○○○○○○○○○○○○
					23. ○○○○○○○○○○○○
					24. ○○○○○○○○○○○○
					25. ○○○○○○○○○○○○
					26. ○○○○○○○○○○○○
					27. ○○○○○○○○○○○○
					28. ○○○○○○○○○○○○
					29. ○○○○○○○○○○○○
					30. ○○○○○○○○○○○○
					31. ○○○○○○○○○○○○
					32. ○○○○○○○○○○○○
					33. ○○○○○○○○○○○○
					34. ○○○○○○○○○○○○
					35. ○○○○○○○○○○○○
					36. ○○○○○○○○○○○○
					37. ○○○○○○○○○○○○
					38. ○○○○○○○○○○○○
					39. ○○○○○○○○○○○○
					40. ○○○○○○○○○○○○
					41. ○○○○○○○○○○○○
					42. ○○○○○○○○○○○○
					43. ○○○○○○○○○○○○
					44. ○○○○○○○○○○○○
					45. ○○○○○○○○○○○○
					46. ○○○○○○○○○○○○
					47. ○○○○○○○○○○○○
					48. ○○○○○○○○○○○○
					49. ○○○○○○○○○○○○
					50. ○○○○○○○○○○○○
					51. ○○○○○○○○○○○○
					52. ○○○○○○○○○○○○
					53. ○○○○○○○○○○○○
					54. ○○○○○○○○○○○○
					55. ○○○○○○○○○○○○
					56. ○○○○○○○○○○○○
					57. ○○○○○○○○○○○○
					58. ○○○○○○○○○○○○
					59. ○○○○○○○○○○○○
					60. ○○○○○○○○○○○○
					61. ○○○○○○○○○○○○
					62. ○○○○○○○○○○○○
					63. ○○○○○○○○○○○○
					64. ○○○○○○○○○○○○
					65. ○○○○○○○○○○○○
					66. ○○○○○○○○○○○○
					67. ○○○○○○○○○○○○
					68. ○○○○○○○○○○○○
					69. ○○○○○○○○○○○○
					70. ○○○○○○○○○○○○
					71. ○○○○○○○○○○○○
					72. ○○○○○○○○○○○○
					73. ○○○○○○○○○○○○
					74. ○○○○○○○○○○○○
					75. ○○○○○○○○○○○○
					76. ○○○○○○○○○○○○
					77. ○○○○○○○○○○○○
					78. ○○○○○○○○○○○○
					79. ○○○○○○○○○○○○
					80. ○○○○○○○○○○○○
					81. ○○○○○○○○○○○○
					82. ○○○○○○○○○○○○
					83. ○○○○○○○○○○○○
					84. ○○○○○○○○○○○○
					85. ○○○○○○○○○○○○
					86. ○○○○○○○○○○○○
					87. ○○○○○○○○○○○○
					88. ○○○○○○○○○○○○
					89. ○○○○○○○○○○○○
					90. ○○○○○○○○○○○○
					91. ○○○○○○○○○○○○
					92. ○○○○○○○○○○○○
					93. ○○○○○○○○○○○○
					94. ○○○○○○○○○○○○
					95. ○○○○○○○○○○○○
					96. ○○○○○○○○○○○○
					97. ○○○○○○○○○○○○
					98. ○○○○○○○○○○○○
					99. ○○○○○○○○○○○○
					100. ○○○○○○○○○○○○
					株式会社〇〇〇〇

こちらに各議案の賛否を
ご記入ください。

議案	第2号議案	第3号議案
(賛)	(賛)	(賛)
(否)	(否)	(否)

賛 成 の 場 合 → 賛 に○印

否 認 の 場 合 → 否 に○印

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意が必要な状況が続く中、企業収益は高い水準で底堅く推移しており、設備投資は機械投資に弱さがみられるものの緩やかな増加傾向で推移しました。

当連結会計年度の業績は、太陽電池アレイ支持架台の大型案件が好調に推移したことや、前連結会計年度にM & Aにより子会社化した株式会社ダイリツの業績が通期にわたって寄与したこと等により、売上高は13,473百万円（前期比58.1%増）、営業利益は1,954百万円（同80.6%増）、経常利益は1,976百万円（同79.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,309百万円（同58.8%増）となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

（金属加工事業）

太陽電池アレイ支持架台の大型案件が好調に推移したことや新規取引先の開拓、既存取引先のリピートに積極的に取り組んだことに加え、前連結会計年度にM & Aにより子会社化した株式会社ダイリツの業績が通期にわたって寄与したことにより、売上高は10,026百万円（前期比63.0%増）、セグメント利益は1,900百万円（同79.5%増）、当連結会計年度末における受注残高は2,508百万円（同49.2%減）となりました。

（ゴム加工事業）

新規取引先の開拓、既存取引先のリピートに積極的に取り組み、建設関連、土木関連、工業関連、自動車関連等の各種業界向けの製品が堅調に推移し、売上高は1,196百万円（前期比1.7%減）、セグメント利益は180百万円（同1.0%増）、当連結会計年度末における受注残高は83百万円（同0.4%増）となりました。

（建設事業）

グループ間の情報連携を図り、材工一括受注を掲げ営業活動に取り組んだことや既存案件の追加工事を複数受注した結果、売上高は2,250百万円（前期比95.1%増）、セグメント利益は292百万円（同64.1%増）、当連結会計年度末における受注残高は803百万円（同45.1%減）となりました。

（注）セグメント利益の合計額と営業利益との差異△418百万円は、主として各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は344百万円で、その内訳は次のとおりであります。

事業区分	設備投資金額（百万円）	設備投資の主な内容・目的
金属加工事業	142	機械及び装置の取得
ゴム加工事業	23	機械及び装置の取得
建設事業	0	工具、器具及び備品の取得
全社（共通）	178	新社屋の建設
合計	344	

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として192百万円の資金調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

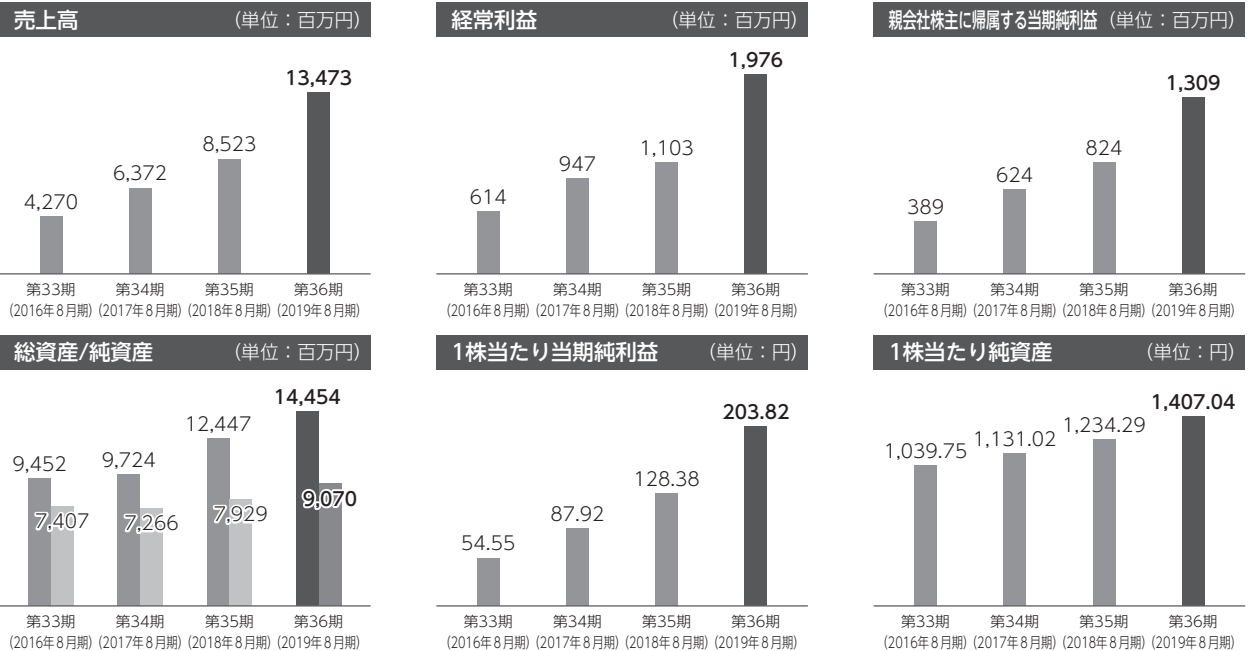
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

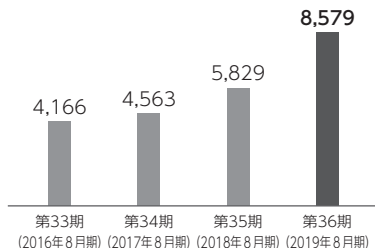


区分		第33期 (2016年8月期)	第34期 (2017年8月期)	第35期 (2018年8月期)	第36期 (当連結会計年度) (2019年8月期)
売上高	(百万円)	4,270	6,372	8,523	13,473
経常利益	(百万円)	614	947	1,103	1,976
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	389	624	824	1,309
1株当たり当期純利益	(円)	54.55	87.92	128.38	203.82
総資産	(百万円)	9,452	9,724	12,447	14,454
純資産	(百万円)	7,407	7,266	7,929	9,070
1株当たり純資産	(円)	1,039.75	1,131.02	1,234.29	1,407.04

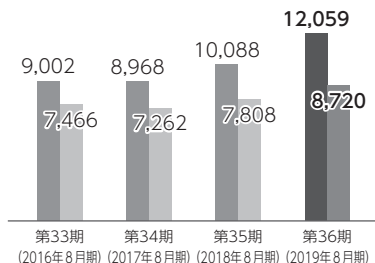
(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、期末の自己株式数を控除した期末の発行済株式数により算出しております。
3. 第36期の状況につきましては、前記「(1) 当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正 (企業会計基準第28号 平成30年2月16日)」等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度 (第35期) に係る主要な経営指標等については当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

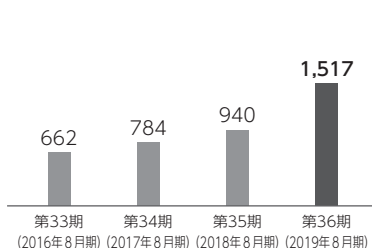
売上高 (単位：百万円)



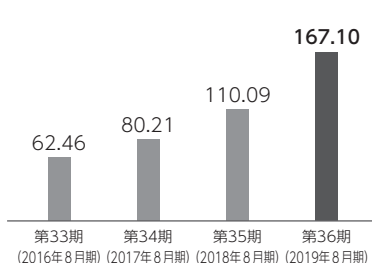
総資産/純資産 (単位：百万円)



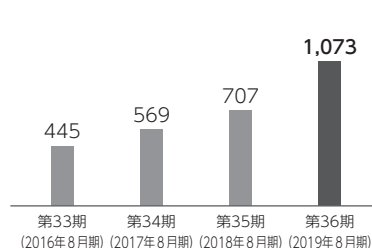
経常利益 (単位：百万円)



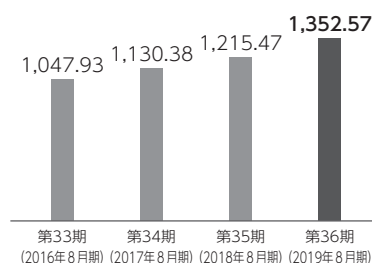
1株当たり当期純利益 (単位：円)



当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



区分		第33期 (2016年8月期)	第34期 (2017年8月期)	第35期 (2018年8月期)	第36期 (当事業年度) (2019年8月期)
売上高	(百万円)	4,166	4,563	5,829	8,579
経常利益	(百万円)	662	784	940	1,517
当期純利益	(百万円)	445	569	707	1,073
1株当たり当期純利益	(円)	62.46	80.21	110.09	167.10
総資産	(百万円)	9,002	8,968	10,088	12,059
純資産	(百万円)	7,466	7,262	7,808	8,720
1株当たり純資産	(円)	1,047.93	1,130.38	1,215.47	1,352.57

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、期末の自己株式数を控除した期末の発行済株式数により算出してしております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）」等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度（第35期）に係る主要な経営指標等については当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
吾孺ゴム工業株式会社	20	100.0	ゴム製品製造業
日創エンジニアリング株式会社	20	100.0	建設業
綾目精機株式会社	10	100.0	金属精密切削加工業
株式会社ダイリツ	50	100.0	空調関連機器製造業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、次の3項目に対処すべき課題と定めております。

① 新たなビジネスモデルの確立

1. 最重要戦略であるM&Aを通じて、金属加工だけではなく、金属以外の加工、モノづくり、周辺事業へと事業領域を拡大（事業を多角化）することにより、事業間のシナジーを生む新たなビジネスモデルの確立に挑戦いたします。
2. 高い技術やノウハウを有する企業とのM&Aやアライアンスによって、差別化された製品ブランドを提供する新たなビジネスモデルの実現に挑戦いたします。

② 旺盛なチャレンジ精神の発揮

持続的な成長を図っていくため、各部門が旺盛なチャレンジ精神をもって課題に挑戦することにより、新たな企業ステージを目指します。

③ ステークホルダーに向き合う経営

1. 株主・投資家の皆様、お取引先企業、社員、地域社会等からの信頼と期待に応えていくため、コーポレート・ガバナンスとコンプライアンスの強化、適時開示の適切な実行等により、透明かつ健全で効率の高い経営を遂行いたします。
2. フェア・ディスクロージャー・ルールを遵守し、公平な情報開示を行います。

(5) 主要な事業内容（2019年8月31日現在）

当社グループは、金属加工事業、ゴム加工事業及び建設事業を行っておりますが、各事業の主な内容は以下のとおりであります。

① 金属加工事業

太陽電池アレイ支持架台、金属パネル、空調用ダンパー他金属加工製品の企画、設計、加工、販売

② ゴム加工事業

住宅、機械、公共インフラ設備等に使用するゴム製品の企画、設計、加工、販売

③ 建設事業

上記事業に付随する建設事業

(6) 主要な営業所及び工場（2019年8月31日現在）

① 当社

本 社	福岡県福岡市南区
営 業 所	東京営業所（東京都台東区）、福島営業所（福島県石川郡石川町）
工 場	山田工場（福岡県嘉麻市）、福島工場（福島県石川郡石川町）

② 子会社

吾孺ゴム工業株式会社	本社・工場（群馬県藤岡市）、東京営業所（東京都台東区）
日創エンジニアリング株式会社	本社（東京都台東区）
綾目精機株式会社	本社・工場（広島県府中市）
株式会社ダイリツ	本社（愛知県名古屋市緑区）、 東京営業所（東京都墨田区）、静岡営業所（静岡県静岡市駿河区）、 名古屋工場（愛知県名古屋市南区）、関工場・関物流センター（岐阜県関市）

(7) 使用人の状況（2019年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
金属加工事業	203（123）名	8名減（19名増）
ゴム加工事業	49（－）名	3名減（－）
建設事業	8（2）名	2名増（1名増）
全社（共通）	11（1）名	2名増（－）
合計	271（126）名	7名減（20名増）

(注) 1. 使用人数は就業員数（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
109（114）名	6名増（19名増）	44.5歳	8.1年

(注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社福岡銀行	742百万円
株式会社三菱UFJ銀行	350百万円
株式会社商工組合中央金庫	326百万円
株式会社名古屋銀行	300百万円
株式会社西日本シティ銀行	230百万円
株式会社北九州銀行	160百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項 (2019年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 19,200,000株

(2) 発行済株式の総数 7,360,000株

(3) 株主数 2,409名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
石 田 利 幸	1,766,800	27.50
石 田 徹	467,600	7.27
井 上 亜 希	362,000	5.63
石 田 洋 子	328,000	5.10
株式会社福岡銀行	192,000	2.98
カブドットコム証券株式会社	176,300	2.74
株式会社商工組合中央金庫	128,000	1.99
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	125,200	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	116,600	1.81
吉 田 知 広	89,500	1.39
計	3,752,000	58.40

(注) 1. 当社は、自己株式935,350株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		日創プロニティ株式会社2018年新株予約権
発行決議日		2018年11月28日
新株予約権の数		1,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 120,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額 (1株当たり)		725円
行使価額 (1株当たり)		1円
権利行使期間		2020年12月18日から2024年12月17日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,140個
		目的となる株式数 114,000株
		保有者数 5名
	監査役 (非常勤の社外監査役を除く)	新株予約権の数 60個
		目的となる株式数 6,000株
		保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権者は、当社又は当社の関係会社（関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう）の取締役、監査役又は執行役員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。

2. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	石 田 利 幸	
代表取締役社長	石 田 徹	吾婦ゴム工業株式会社代表取締役社長 綾目精機株式会社代表取締役社長 株式会社ダイリツ代表取締役社長
専務取締役	大 里 和 生	営業部長 吾婦ゴム工業株式会社取締役営業部長 日創エンジニアリング株式会社代表取締役社長
常務取締役	松 尾 信 幸	製造部長 綾目精機株式会社取締役統括部長
取締役	猪ノ立山 住夫	管理部長 吾婦ゴム工業株式会社取締役管理部長 綾目精機株式会社取締役管理部長 株式会社ダイリツ取締役管理部長
取締役	諸 岡 安 名	経営企画室長 綾目精機株式会社監査役
取締役	高 山 大 地	明倫国際法律事務所代表パートナー弁護士
常勤監査役	有 吉 修	日創エンジニアリング株式会社監査役 株式会社ダイリツ監査役
監査役	広 瀬 隆 明	広瀬公認会計士事務所所長 北九州ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長 株式会社フォーシーズホールディングス社外監査役 株式会社ナフコ社外取締役 株式会社T R U C K - O N E 社外取締役（監査等委員） 株式会社プラッツ社外取締役（監査等委員）
監査役	大 松 健	大松公認会計士事務所所長 日本公認会計士協会北部九州会相談役

- (注) 1. 取締役高山大地氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役有吉修氏、監査役広瀬隆明氏及び監査役大松健氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役有吉修氏、監査役広瀬隆明氏及び監査役大松健氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・常勤監査役有吉修氏は、他社において経理・総務担当取締役及び常勤監査役としての経験を有しております。
 - ・監査役広瀬隆明氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役大松健氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円又は法令が定める額のいずれか高い額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区分	員数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	180百万円 (2百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	15百万円 (15百万円)
合計 (うち社外役員)	10名 (4名)	196百万円 (18百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年11月27日開催の第30回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。また、2018年11月28日開催の第35回定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年6月17日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。また、2018年11月28日開催の第35回定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠で、監査役（非常勤の社外監査役を除く）のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額20百万円以内と決議いただいております。
3. 上表の報酬等の総額には、ストックオプション報酬に係る費用計上額30百万円（取締役（社外取締役を除く）5名29百万円、監査役（非常勤の社外監査役を除く）1名1百万円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・取締役の高山大地氏は、明倫国際法律事務所代表パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・常勤監査役の有吉修氏は、当社の子会社である日創エンジニアリング株式会社及び株式会社ダイリツの監査役であります。
- ・監査役の広瀬隆明氏は、広瀬公認会計士事務所所長及び北九州ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長であり、また株式会社フォーシーズホールディングスの社外監査役、株式会社ナフコの社外取締役、株式会社TRUCK-ONE及び株式会社プラッツの社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役の大松健氏は、大松公認会計士事務所所長及び日本公認会計士協会北部九州会相談役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	高山大地	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において適宜質問、意見を述べております。
常勤監査役	有吉修	- 当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に財務、会計、法令等に係る見地から、取締役会において適宜質問、意見を述べております。 - 当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	広瀬隆明	- 当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において適宜質問、意見を述べております。 - 当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	大松健	- 当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において適宜質問、意見を述べております。 - 当事業年度開催の監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称 如水監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【内部統制システム構築の基本方針】

当社は、2016年7月14日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を一部改定し、下記のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの経営理念、行動規範及びコンプライアンス規程を定め、研修、会議、業務及び通達を通じて、取締役及び使用人に対しコンプライアンスの周知徹底を図る。
- ② 社外取締役及び社外監査役は、会社から独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。
- ③ 内部監査人は、監査役及び会計監査人と連携し、監査計画に基づいて内部監査を実施し、その監査結果を代表取締役 に報告するとともに、被監査部門へフィードバックを行う。
- ④ 社外取締役を内部通報窓口とした内部通報制度運用規程を周知徹底し、コンプライアンスに反する行為の発生防止と早期発見を図るとともに、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。なお、内部通報窓口は、通報を受けたときは、直ちに、監査役へ報告しなければならない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る議事録、決裁書類及びその他重要な情報は、文書管理規程等社内規程に基づいて適切に保管管理を行い、常時、取締役、監査役及び会計監査人等が閲覧又は謄写可能な状態に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 内的要因及び外的要因にて起こりうるリスクをリストアップし、リスクマネジメントの状況を定期的に取り締役会へ報告する。
- ② 重大なリスクが発生した場合は、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止と再発防止に向けた体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を毎月1回、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 取締役の職務執行の効率向上に資するため、社外取締役は独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。
- ③ 経営の基本方針、基本戦略及び経営目標を明確にするため、取締役会において中期経営計画及び年度経営計画を決定し、目標達成に向けた進捗の管理を行う。
- ④ 取締役会規程、職務権限規程により取締役会に付議すべき事項、報告すべき事項及び各取締役で決裁が可能な事項を定め、意思決定プロセスの明確化と迅速化を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、親会社の立場で子会社の内部統制を統括し、グループ全体として業務の適正を確保するための体制を整備する。
- ② 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社へ派遣した役員又は関係会社統括担当役員を通じて、子会社の取締役の職務執行状況について報告を受ける。
- ③ 当社は、リスク管理規程に基づき、グループ全体としてのリスク管理を推進し、リスク又はリスクによりもたらされる損失の未然の回避・極小化に努める。
- ④ 子会社は、取締役会規程、関係会社管理規程、職務権限規程を制定し、子会社取締役会に付議すべき事項、報告すべき事項及び各取締役で決裁が可能な事項を定め、意思決定プロセスの明確化と迅速化を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役会が必要とした場合は監査役会の決議により監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合は、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒について事前に監査役会の同意を得る。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合は、当該使用人は監査役の指揮命令に服する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び取締役又は使用人の職務執行の状況を把握するため、取締役会その他重要な意思決定会議に出席するとともに、決裁書類及び重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人にその説明を求める。
- ② 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事象が発生し又は発生するおそれがあるとき及びコンプライアンスに反する行為を発見したときは、直ちに、監査役に報告しなければならない。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じ必要な報告及び情報の提供を行う。

(10) 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事象が発生し又は発生するおそれがあるとき及びコンプライアンスに反する行為を発見したときは、直ちに、子会社及び当社の監査役に報告しなければならない。

(11) 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社グループの取締役又は使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行ってはならず、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役は、監査役がより実効的かつ効率的な監査を実施することが可能な体制の構築に協力する。
- ② 監査役は、代表取締役、担当取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、適切な意思疎通と連携を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受けるほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
- ④ 監査役は、内部監査計画及びその実施結果について、計画立案及び内部監査実施の都度、内部監査人から報告を受ける。
- ⑤ 監査役会規程、監査役監査規程及び監査役監査基準の改廃は、監査役会が行う。

(14) 反社会的勢力の排除に関する体制

当社グループは、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を行動規範に定める。これらの勢力に対しては、警察当局、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士と密接な連携をとって、一切の関係を遮断する。

(15) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループは、財務報告の信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社代表取締役社長の指示の下、当社グループの財務報告に係る内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を実施する。
- ② 当社取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

【内部統制システム構築の基本方針に関する運用状況の概要】

以上の方針に基づき、当事業年度に実施した「内部統制システム構築の基本方針」に関する運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社グループは、企業集団における業務の適正を確保するため、必要な一連の規程を整備し、運用しております。

この他、監査役及び内部監査人による定期的な業務監査及び内部監査を実施し、当社グループにおける内部統制システム全般の整備運用状況の監視、検証を行っております。

(2) コンプライアンス体制

「コンプライアンス規程」を整備するとともに、当社グループの役員及び従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施することにより、企業グループとしてのコンプライアンス体制の強化に努めております。また、内部通報制度を設けることにより、内部通報者の保護を図るとともに、通報内容が直ちに当社監査役へ報告される体制を整えております。

(3) リスクマネジメント体制

当社グループにおけるリスクを一元管理するため、「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制の強化を図っております。

(4) グループ管理体制

子会社における重要な意思決定事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社の事前承認手続きを経て決定する体制とし、運用しております。また、当社取締役会において、子会社へ派遣した役員及び関係会社統括担当役員を通じて、子会社における取締役の職務執行状況について報告を受けております。

(5) 取締役の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む7名で構成されており、当事業年度は14回開催されました。取締役会では、その都度、重要事項について審議を行い、社外取締役は適宜意見を述べ、経営の監視、監督及び助言に努めております。

(6) 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役3名で構成されており、当事業年度は15回開催されました。監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席し、必要に応じて意見を述べ、また報告を受けることによって取締役の職務執行を監査し、内部統制の整備及びその運用状況を確認しております。また、代表取締役、担当取締役、会計監査人及び内部監査人と情報交換を行い、連携を図りながら、決裁書類等の閲覧を通じて監査の実効性を確保しております。

連結貸借対照表

科目	第36期 2019年8月31日現在
資産の部	
流動資産	11,028,734
現金及び預金	4,643,450
受取手形及び売掛金	4,350,987
電子記録債権	309,017
完成工事未収入金	402,155
商品及び製品	217,268
仕掛品	611,180
未成工事支出金	133,151
原材料及び貯蔵品	333,150
その他	30,837
貸倒引当金	△2,465
固定資産	3,426,145
有形固定資産	3,092,412
建物及び構築物	924,591
機械装置及び運搬具	891,014
土地	988,368
リース資産	80,377
建設仮勘定	178,800
その他	29,260
無形固定資産	218,045
のれん	81,618
その他	136,427
投資その他の資産	115,686
投資有価証券	45,806
繰延税金資産	37,861
その他	42,809
貸倒引当金	△10,789
資産合計	14,454,880

(単位：千円)

科目	第36期 2019年8月31日現在
負債の部	
流動負債	4,032,014
支払手形及び買掛金	273,808
工事未払金	166,275
短期借入金	2,210,000
1年内返済予定の長期借入金	160,147
リース債務	44,628
未払法人税等	482,500
賞与引当金	17,176
その他	677,477
固定負債	1,352,287
長期借入金	661,265
リース債務	32,802
繰延税金負債	80,600
退職給付に係る負債	86,766
資産除去債務	98,904
その他	391,948
負債合計	5,384,302
純資産の部	
株主資本	9,041,619
資本金	1,176,968
資本剰余金	1,096,968
利益剰余金	7,515,045
自己株式	△747,361
その他の包括利益累計額	△1,854
その他有価証券評価差額金	△1,854
新株予約権	30,812
純資産合計	9,070,577
負債純資産合計	14,454,880

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第36期 2018年9月1日から 2019年8月31日まで	
売上高		13,473,314
売上原価		10,087,623
売上総利益		3,385,690
販売費及び一般管理費		1,431,045
営業利益		1,954,645
営業外収益		
受取利息	115	
受取配当金	2,405	
受取家賃	4,742	
受取補償金	8,513	
補助金収入	1,251	
解約返戻金	7,450	
その他	13,243	37,722
営業外費用		
支払利息	13,428	
匿名組合投資損失	1,958	
その他	327	15,714
経常利益		1,976,652
特別利益		
固定資産売却益	129	129
特別損失		
固定資産売却損	917	
固定資産除却損	0	
投資有価証券売却損	2,165	
減損損失	7,548	10,631
税金等調整前当期純利益		1,966,150
法人税、住民税及び事業税	662,679	
法人税等調整額	△5,971	656,707
当期純利益		1,309,442
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,309,442

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第36期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,176,968	1,096,968	6,398,341	△747,361	7,924,916
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△192,739		△192,739
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,309,442		1,309,442
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	－	－	1,116,703	－	1,116,703
当連結会計年度末残高	1,176,968	1,096,968	7,515,045	△747,361	9,041,619

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	4,971	4,971	－	7,929,887
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△192,739
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,309,442
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額（純額）	△6,825	△6,825	30,812	23,986
当連結会計年度変動額合計	△6,825	△6,825	30,812	1,140,690
当連結会計年度末残高	△1,854	△1,854	30,812	9,070,577

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
すべての子会社を連結しております。
 - ・連結子会社の数
4社
 - ・連結子会社の名称
吾孺ゴム工業株式会社
日創エンジニアリング株式会社
綾目精機株式会社
株式会社ダイリツ
- (2) 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記
 - ① 連結の範囲の変更
該当事項はありません。
 - ② 持分法の適用の範囲の変更
該当事項はありません。
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、吾孺ゴム工業株式会社及び株式会社ダイリツの決算日は6月30日であり、綾目精機株式会社の決算日は7月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、当該決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日までの期間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。
- (5) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券
その他有価証券
 - ・時価のあるもの
連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ロ. たな卸資産
 - ・商品及び製品（金属加工事業のオーダー加工品）
主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・商品及び製品（上記以外）
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・仕掛品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・原材料及び貯蔵品
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・未成工事支出金
個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～38年

機械装置及び運搬具 2年～17年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは、主としてパネル施工枚数比例法）を適用しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程を基に算出された当連結会計年度末における退職給負債の計上基準 付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

ロ. 消費税等の

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計処理

2. 表示方法の変更にに関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	6,089,304千円
(2) 受取手形裏書譲渡高	411,750千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 7,360,000株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年11月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	192,739千円	30円00銭	2018年8月31日	2018年11月29日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年11月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	192,739千円	30円00銭	2019年8月31日	2019年11月28日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
① 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金調達については事業計画及び設備投資計画から策定した資金計画に基づき、主に銀行借入で資金を調達しております。デリバティブ取引は利用しておらず、また、投機的な取引は行わない方針であります。一時的な余資は安全性、流動性の高い金融資産で運用しております。
- ② 金融商品の内容、そのリスク及び金融商品に係るリスク管理体制
営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権並びに完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信・債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を検討する体制をとっております。
投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
営業債務である支払手形及び買掛金並びに工事未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次での資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。
- ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,643,450	4,643,450	－
(2) 受取手形及び売掛金	4,350,987	4,350,987	－
(3) 電子記録債権	309,017	309,017	－
(4) 完成工事未収入金	402,155	402,155	－
資産計	9,705,610	9,705,610	－
(1) 支払手形及び買掛金	273,808	273,808	－
(2) 工事未払金	166,275	166,275	－
(3) 短期借入金	2,210,000	2,210,000	－
(4) 未払法人税等	482,500	482,500	－
(5) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金含む）	821,412	822,090	678
負債計	3,953,997	3,954,675	678

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、(4) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

役員に対する長期未払金 305,000千円

当該長期未払金は、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給額であります。支払時期を予測することが不可能であり将来キャッシュ・フローを見積もることなどができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	188,080	188,080	151,545	66,280	67,276

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,407円04銭
(2) 1株当たり当期純利益	203円82銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	202円50銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

科目	第36期 2019年8月31日現在
資産の部	
流動資産	7,972,412
現金及び預金	3,415,174
受取手形	175,319
電子記録債権	49,158
売掛金	3,423,899
商品及び製品	93,177
仕掛品	517,888
原材料及び貯蔵品	292,883
前払費用	1,322
未収入金	3,608
その他	10
貸倒引当金	△30
固定資産	4,087,003
有形固定資産	2,358,054
建物	754,692
構築物	36,517
機械及び装置	767,999
車両運搬具	1,359
工具、器具及び備品	20,104
土地	583,088
リース資産	15,492
建設仮勘定	178,800
無形固定資産	124,035
特許権	75,811
ソフトウェア	11,027
ソフトウェア仮勘定	15,618
電話加入権	517
その他	21,060
投資その他の資産	1,604,913
投資有価証券	25,560
関係会社株式	1,577,612
出資金	10
差入保証金	110
敷金	1,374
長期前払費用	208
その他	36
資産合計	12,059,415

(単位：千円)

科目	第36期 2019年8月31日現在
負債の部	
流動負債	2,311,628
買掛金	208,988
短期借入金	1,250,000
1年内返済予定の長期借入金	98,400
リース債務	5,265
未払金	35,898
未払費用	210,180
未払法人税等	342,426
未払消費税等	81,804
前受金	68,176
預り金	10,489
固定負債	1,027,195
長期借入金	484,450
リース債務	11,449
退職給付引当金	54,925
長期未払金	386,600
繰延税金負債	89,428
資産除去債務	342
負債合計	3,338,823
純資産の部	
株主資本	8,689,779
資本金	1,176,968
資本剰余金	1,096,968
資本準備金	1,096,968
利益剰余金	7,163,204
利益準備金	4,937
その他利益剰余金	7,158,267
圧縮積立金	340,893
特別償却準備金	834
別途積立金	100,000
繰越利益剰余金	6,716,538
自己株式	△747,361
新株予約権	30,812
純資産合計	8,720,591
負債純資産合計	12,059,415

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第36期 2018年9月1日から 2019年8月31日まで	
売上高		8,579,020
商品売上高	50,726	
製品売上高	8,528,293	
売上原価		6,295,296
商品売上原価	45,587	
製品売上原価	6,249,708	
売上総利益		2,283,723
販売費及び一般管理費		924,596
営業利益		1,359,127
営業外収益		
受取利息	55	
受取配当金	91,530	
受取家賃	2,624	
受取補償金	6,593	
その他	64,132	164,936
営業外費用		
支払利息	6,892	6,892
経常利益		1,517,171
特別損失		
固定資産売却損	598	
固定資産除却損	0	
減損損失	7,548	8,146
税引前当期純利益		1,509,024
法人税、住民税及び事業税	444,743	
法人税等調整額	△9,248	435,495
当期純利益		1,073,528

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第36期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金							
		資 準 備 金	本 金 剰 余 金	資 本 計	利 準 備 金	その他利益剰余金						利 剰 余 金 計
						圧 積 立 金	縮 金	特 償 準 備 金	別 却 金	別 積 立 金	途 金	
当期首残高	1,176,968	1,096,968	1,096,968	4,937	347,703		2,351	100,000	5,827,423	6,282,415		
当期変動額												
剰余金の配当									△192,739	△192,739		
圧縮積立金の取崩					△6,809				6,809	－		
特別償却準備金の取崩							△1,516		1,516	－		
当期純利益									1,073,528	1,073,528		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												
当期変動額合計	－	－	－	－	△6,809	△1,516	－	889,115	880,789			
当期末残高	1,176,968	1,096,968	1,096,968	4,937	340,893	834	100,000	6,716,538	7,163,204			

	株主資本			新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株 資 本 計	主 本 計		
当期首残高	△747,361	7,808,990		－	7,808,990
当期変動額					
剰余金の配当		△192,739			△192,739
圧縮積立金の取崩		－			－
特別償却準備金の取崩		－			－
当期純利益		1,073,528			1,073,528
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			30,812		30,812
当期変動額合計	－	880,789	30,812		911,601
当期末残高	△747,361	8,689,779	30,812		8,720,591

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 関係会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・商品及び製品（オーダー加工品）
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・商品及び製品（上記以外）
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・原材料及び貯蔵品
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3年～38年
機械及び装置 2年～10年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職金規程を基に算出された当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,950,165千円 |
| (2) 受取手形裏書譲渡高 | 179,109千円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 40,191千円 |
| 短期金銭債務 | 790千円 |
| (4) 取締役に対する長期金銭債務 | 300,200千円 |
| 2007年11月29日開催の第24回定時株主総会において承認可決された役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給に係る債務であり、長期未払金として計上しております。 | |
| (5) 保証債務 | |
| 日創エンジニアリング株式会社の取引先1社に対し、将来発生する可能性がある債務について保証を行っております。 | |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	318,866千円
営業費	6,427千円
営業取引以外の取引高	145,943千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	935,350株	－株	－株	935,350株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	17,778千円
未払社会保険料	1,807千円
未払賞与	11,956千円
貸倒引当金	9千円
売上加算調整額	57千円
役員退職慰労金（長期末払金）	91,410千円
退職給付引当金繰入超過額	16,724千円
土地評価損	48,454千円
資産除去債務	104千円
ソフトウェア償却超過額	180千円
株式報酬費用	9,382千円
減損損失	2,299千円
繰延税金資産小計	200,165千円
評価性引当額	△139,978千円
繰延税金資産合計	60,187千円
繰延税金負債との相殺額	△60,187千円
繰延税金資産の純額	－千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	365千円
土地圧縮積立金	55,215千円
建物圧縮積立金	94,034千円
繰延税金負債合計	149,615千円
繰延税金資産との相殺額	△60,187千円
繰延税金負債の純額	89,428千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

- ① 有形固定資産
工場におけるトラック及びフォークリフトであります。
- ② 無形固定資産
該当事項はありません。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

8. 関連当事者取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	綾目精機株式会社	広島県府中市	10,000	金属精密 切削加工業	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	出向料の受取(注1)	10,200	－	－
							経営指導料の受取(注2)	7,200	－	－
子会社	株式会社ダイリツ	愛知県名古屋市	50,000	空調関連 機器製造業	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	出向料の受取(注1)	22,920	－	－
							経営指導料の受取(注2)	7,200	－	－

(注) 1. 出向料は、出向元の給与等を基準として当事者間の契約により決定しております。
2. 経営指導料は、業務内容を勘案し当事者間の契約により決定しております。
3. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	1,352円57銭
(2) 1 株当たり当期純利益	167円10銭
(3) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	166円02銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月25日

日創プロニティ株式会社

取締役会 御中

如水監査法人

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 廣島 武文 ㊞

公認会計士 村上 知子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日創プロニティ株式会社の2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日創プロニティ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月25日

日創プロニティ株式会社
取締役会 御中

如水監査法人

指 定 社 員	公認会計士	廣島 武文 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	村上 知子 ㊞
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日創プロニティ株式会社の2018年9月1日から2019年8月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年9月1日から2019年8月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月29日

日創プロニティ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 有吉 修 ㊞
監査役（社外監査役） 広瀬 隆明 ㊞
監査役（社外監査役） 大松 健 ㊞

以 上

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、今後の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、各事業年度における経営成績を勘案して配当を行うことを基本方針としております。

この基本方針のもと、当期の期末配当金につきましては、普通配当に2019年7月16日をもって東京証券取引所市場第二部への新規上場と福岡証券取引所本則市場への市場変更を果たした記念配当を加え、下記のとおりとさせていただきます。

(1) 配当財産の種類	金銭といたします。
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 30円 (普通配当25円、記念配当5円) 配当総額 192,739,500円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2019年11月28日

定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、必要な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外監査役ではない監査役との間で責任限定契約を締結できるよう所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会 (選任方法) 第32条 (条文省略) 2. (条文省略) (新設) (新設)	第5章 監査役及び監査役会 (選任方法) 第32条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第33条 (条文省略) 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第33条 (現行どおり) 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>
第34条～第39条 (条文省略)	第34条～第39条 (現行どおり)
(監査役の責任免除) 第40条 (条文省略) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(監査役の責任免除) 第40条 (現行どおり) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第3号議案

補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 1 名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

し ん ご う
新 郷

た だ し
匡

新 任

生年月日
1959年10月25日生
所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1983年 4 月	株式会社福岡相互銀行（現株式会社西日本シティ銀行）入行
2011年10月	同行人事部付調査役株式会社夢創作出向、同社管理本部総務部長
2012年 8 月	同行監査部検査役
2014年 6 月	同行監査部検査役監査主任者
2018年 9 月	同行人事部付調査役当社出向、当社内部監査人
2019年11月	当社転籍、当社内部監査人（現任）

重要な兼職の状況

該当なし

補欠監査役候補者とした理由

新郷匡氏は、財務、会計、法令等に係る専門的な知識と金融機関における内部監査経験、当社内部監査人としての内部監査経験を有する他、企業経営を監査する十分な見識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

- （注） 1． 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2． 新郷匡氏は、補欠の監査役候補者であります。
- 3． 新郷匡氏が監査役に就任した場合には、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円又は法令が規定する額のいずれか高い額といたします。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

定時株主総会会場ご案内図

会場 アークホテルロイヤル福岡天神 3階 孔雀の間
福岡市中央区天神三丁目13番20号 TEL 092（724） 2222

交通 ① 福岡空港 …… 車で20分 | ② JR博多駅 …… 車で10分
③ 西鉄福岡駅 …… 徒歩7分 | ④ 地下鉄天神駅 …… 徒歩5分

